単収や単価等を設定するなどして、地域の実情を考慮した運営を行っているところである。本答申における指摘については、共済金の支払に係る重要事項（被害認定方法や申告手続き）等について、組合員等に対する組合等の周知が不十分であることがその背景にあると考えられる。今後は、農業共済事業に対する組合員等の信頼を維持していく上で、共済金の支払段階に至ってから重要事項の説明を行うのではなく、引受段階で十分な説明を行い、あらかじめ組合員等の理解を得ておくことが重要である。

なお、こうした重要事項の説明については、既に金融商品の販売等に関する法律（平成１２年法律第１０１号）施行時において、同法により義務付けられた重要事項（共済金額の削減）の説明等がなされるよう通知し（「農業共済組合連合会諸内規例の一部改正について」（平成１３年３月２２日付け１２経営第１７５５号農林水産省経営局長通知））、これに沿った取組がなされているところであるが、今回の答申も踏まえ、共済金額の削減や共済金の額の算出に影響を及ぼす事項、共済金の支払を受けるために必要な重要な手続（共済責任期間中の事故であれば、被害申告期限後であっても、収穫前被害申告により共済金が支払われることを含む）、その他契約の内容（共済規程等）など、以下に例示した重要事項について、組合等における組合員等へのこれまでの周知状況を検証し、文書により必要な事項について遺漏なく周知することとされたい。

また、被害認定基準に関しては、共済規程等及び損害認定に係る準則・要綱・要領をホームページで閲覧可能としておくことが望ましいが、少なくとも各事務所に備え置き、組合員等の閲覧が可能となるようにしておき、併せてこの旨周知することとされたい。

○　あらかじめ組合員等へ周知しておくべき共済金支払に係る重要事項例

1　共済事故
2　共済責任期間
3　収穫量とする基準
4　共済金額
5　共済金額の削減
6　共済金支払の免責・分割評価
7　組合員等の通知義務

3　ガバナンス（内部管理態勢）の強化

農業共済団体等のコンプライアンス態勢の確立に関しては、社団法人全国農業共済協会より「農業共済団体等のコンプライアンス態勢を確立するための具体的取組み」（平成１９年１２月２６日付け全農共第５２１号）が農林水産省経営局長あて報告され、農業共済団体等がコンプライアンス態勢の確立を実践するための具体的な取組みが取りまとめられたところであるが、農業共済団体等においてはこれを確実に実践していくことにより農業共済団体等におけるガバナンスの強化を行い、農家から信頼される体制の確立を図るようにされたい。

（参考）

平成20年度農業共済組合連合会等全国参事会議資料

平成２０年４月１５日
保 険 課・保険監理官

農業共済事業の運用改善について

平成１９年１２月２５日、内閣府の規制改革会議から「規制改革推進のための第２次答申」が内閣総理大臣あてに提出され、同２８日には答申に示された「具体的施策」を最大限に尊重する旨の対処方針が閣議決定されました。

農業災害補償制度については、本答申において「ケ　農業共済制度の見直し、農業共済組合経営の透明化、健全化について」が示され、その具体的施策として、①経営実態に即した制度運営、②共済金の被害認定基準の周知徹底、③ガバナンス（内部管理態勢）の強化の３点が指摘され、これを平成２０年中に措置することとされています。

これを踏まえ、下記のとおり、農業共済事業の運用改善を図ることとしましたので、御了知願います。

なお、後日、都道府県を通じて、共済規程等の変更状況、運用改善の内容・措置状況等につきましては、調査を行う予定ですので、併せてよろしくお願いします。

記

１　経営実態に即した制度運営

（１）被害申告の適正な受理と収穫前申告の周知徹底

答申を踏まえ、組合等が設定した被害申告期限後であっても、組合員等から収穫前（収穫作業中に共済事故が発生した場合にあっては、その時点）において被害申告があった場合には、適期申告として扱い、速やかに現地評価を行うものとし、その旨を組合員等に対し周知すること。

（２）引受方式及び補償割合の選択肢の充実

近年、農業者の保険需要が多様化してきていることから、組合等は、組合員等の選択の自由に資するため、特段の支障がない限りすべての引受方式及び補償割合を共済規程等に規定する措置を講ずること。

２　共済金の被害認定基準の周知徹底

農業共済事業については、共済金の支払対象となるべき損害の額の認定方法・手順に関して損害認定準則等により統一的に定められている一方で、被害の程度、土地条件等により収穫量が異なること等から、その実態に応じて引受けの基準となる単収や単価等を設定するなどして、地域の実情を考慮した運営を行っているところ

である。本答申における指摘については、共済金の支払に係る重要事項（被害認定方法や申告手続き）等について、組合員等に対する組合等の周知が不十分であることがその背景にあると考えられる。今後は、農業共済事業に対する組合員等の信頼を維持していく上で、共済金の支払段階に至ってから重要事項の説明を行うのではなく、引受段階で十分な説明を行い、あらかじめ組合員等の理解を得ておくことが重要である。

なお、こうした重要事項の説明については、既に金融商品の販売等に関する法律（平成１２年法律第１０１号）施行時において、同法により義務付けられた重要事項（共済金額の削減）の説明等がなされるよう通知し（「農業共済組合連合会諸内規例の一部改正について」（平成１３年３月２２日付け１２経営第１７５５号農林水産省経営局長通知））、これに沿った取組がなされているところであるが、今回の答申も踏まえ、共済金額の削減や共済金の額の算出に影響を及ぼす事項、共済金の支払を受けるために必要な重要な手続（共済責任期間中の事故であれば、被害申告期限後であっても、収穫前被害申告により共済金が支払われることを含む）、その他契約の内容（共済規程等）など、以下に例示した重要事項について、組合等における組合員等へのこれまでの周知状況を検証し、文書により必要な事項について遺漏なく周知することとされたい。

また、被害認定基準に関しては、共済規程等及び損害認定に係る準則・要綱・要領をホームページで閲覧可能としておくことが望ましいが、少なくとも各事務所に備え置き、組合員等の閲覧が可能となるようにしておき、併せてこの旨周知することとされたい。

○　あらかじめ組合員等へ周知しておくべき共済金支払に係る重要事項例

1　共済事故
2　共済責任期間
3　収穫量とする基準
4　共済金額
5　共済金額の削減
6　共済金支払の免責・分割評価
7　組合員等の通知義務

3　ガバナンス（内部管理態勢）の強化

農業共済団体等のコンプライアンス態勢の確立に関しては、社団法人全国農業共済協会より「農業共済団体等のコンプライアンス態勢を確立するための具体的取組み」（平成１９年１２月２６日付け全農共第５２１号）が農林水産省経営局長あて報告され、農業共済団体等がコンプライアンス態勢の確立を実践するための具体的な取組みが取りまとめられたところであるが、農業共済団体等においてはこれを確実に実践していくことにより農業共済団体等におけるガバナンスの強化を行い、農家から信頼される体制の確立を図るようにされたい。

１０．農業共済制度、農業共済組合について

（２）　規制改革推進のための第2次答申において、「農業経営者より、農業共済組合によって被害認定が異なっており、それにより共済金の支払が共済組合によって差があるとの指摘があることから、農業共済組合の被害認定基準について周知徹底を図るべきである。」【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

（回答）

1　国は、平成２０年４月に開催した都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議において、農業共済組合等に対する指導をお願いするとともに、農業共済組合連合会等全国参事会議を始めとする各種会議等で農業共済組合連合会等に対して指導を行った。

2　農業共済組合等は、広報誌等を活用し組合員農家に説明するなど、周知徹底を図っているところである。

１０．農業共済制度、農業共済組合について

（３）　規制改革推進のための第2次答申において、「一部の農業共済団体において、国からの補助金の不正受給が発覚し、その是正に向けた取組が求められる状況にある。今後は、組合員に奉仕するという本旨を徹底する必要がある。したがって、コンプライアンス委員会の設置などガバナンスの強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずるべきである。」【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

（回答）

1　国は、適正な引受等に関する局長通知（平成19年11月12日付け19経営第4739号）を発出し、事業担当部署の行った事務について、総務担当部署が引受内容の確認を行うなど、組織内部におけるチェック機能の強化に関して指導を行ったほか、その他の各種通知、会議等で指導を行った。

2　農業共済団体は、コンプライアンス態勢の確立について、農業災害補償制度を運営する農業共済団体等自らが主体的に取り組むべきものであるとの認識の下、農業共済事業の普及、調査活動等を行う社団法人全国農業共済協会が中心となり、学識経験者を含めた検討会の開催等を行い、農業共済団体として「農業共済団体等におけるコンプライアンス態勢を確立するための具体的取組み」を取りまとめ、一体となってガバナンスの強化に努めているところである。

3　具体的には、農業共済団体はアクションプログラム（具体的実践計画）を策定し、コンプライアンスに関する諸規程の整備、コンプライアンス改善委員会の設置、役職員のコンプライアンスに関する研修等、コンプライアンス態勢の確立に向けた取組みを実践しているところである。

１０．農業共済制度、農業共済組合について
（５）そもそも、農業共済制度において、何故、米、麦のみを、当然加入として加入を強制しているのか、理由及び法的根拠を教示願いたい。

（回答）

1　農業共済制度においては、農作物共済（米、麦）では当然加入制が採られており、他の共済事業（家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済）では任意加入制が採られている。また、農作物共済において当然に加入することとされている農家は、耕作面積が都道府県知事の定める当然加入基準（水稲の場合、都府県においては２０～４０ａ、北海道においては３０ａ～１ｈａ）以上のものだけである。

なお、農家が自己の経営判断によって引受方式や補償割合を選択できる途も開かれている。

2　当然加入制については、

①　米麦が国民の主食であるとともに、我が国の農業の基幹作物として重要な位置付けを有していることから、災害が生じた場合には、農業経営の安定のみならず、地域社会の安定の上でも万全を期す必要があること

②　併せて、米麦は、全国的に作付けされており、被害態様も多種多様であるため、保険制度としては安定的な保険母集団を確保して危険分散を図る必要があること

等の観点から採られているものである。

3　また、当然加入制の法的根拠は別紙のとおりである。

（別　紙）

○農業災害補償法（昭和22年法律第185号）

第15条
　農業共済組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で、第１号及び第３号から第７号までに掲げる者にあつては当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの、第８号に掲げる者にあつてはその構成員のすべてが当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの（農林水産省令で定めるところにより定款で定める者を除く。）とする。
　一　水稲、麦その他第84条第１項第１号に規定する食糧農作物（注．陸稲）の耕作の業務を営む者
　二～八［略］
②・③［略］

第16条
　農業共済組合が成立したとき（合併によつて設立した場合を除く。）は、前条第１項第１号に掲げる者で同項の規定により組合員たる資格を有するもの及び農業共済資格団体のうち同項第１号に規定する耕作を行うことを目的とするもの（以下農作物共済資格団体という。）で同項の規定により組合員たる資格を有するものは、その時に、すべて、その農業共済組合の組合員となる。ただし、その営む同項第１号の農作物ごとの耕作の業務の規模が、いずれもその農作物ごとに政令で定めるところにより都道府県知事が定める基準に達していない者については、この限りでない。
②～⑤［略］

第104条
　農作物共済加入資格者が農業共済組合の組合員となつたときは、その時に、その者と農業共済組合との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただし、第16条第２項ただし書に規定する者については、この限りでない。
②～⑨［略］

○農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）

第１条の５
　法第16条第１項ただし書の規定により都道府県知事が定める同項ただし書の業務の規模の基準は、法第15条第１項第１号の農作物ごとの耕作面積についての基準とし、次の各号に掲げる農作物の区分により、当該各号に定める面積の範囲内で定めるものとする。
　一　水稲　20アールを下らず40アールを超えない面積（北海道においては、30アールを下らず１ヘクタールを超えない面積）
　二　陸稲　10アールを下らず30アールを超えない面積（北海道においては、30アールを下らず１ヘクタールを超えない面積）
　三　麦　10アールを下らず30アールを超えない面積（北海道においては、40アールを下らず１ヘクタールを超えない面積）
②［略］